

投資信託取引規定集変更一覧

5. 非課税口座取引規定

改定前	改定後
2. (非課税口座開設届出書等の提出) (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第37条の14第5項第1号、<u>第6項および第24項</u>に規定する「非課税口座開設届出書」<u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u>に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の支店または出張所（一部を除きます。）に提出していただきます。 (中略) 当行では別途税務署より受け入れた「非課税適用確認書」をあわせて受領のうえ保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。 (2) <u>「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に異なる金融機関等に重複して提出することはできません。</u> (3) ～ (5) (中略) (6) お客さまが非課税口座を廃止される場合には、法第37条の14 <u>第21項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。 (7) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項 <u>第8号</u>に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 (中略) (8) お客さまが当行の非課税口座に設けられ	2. (非課税口座開設届出書等の提出) (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第37条の14第5項第1号、<u>第10項および第19項</u>に規定する「非課税口座開設届出書」<u>(削除)</u>に必要事項をご記入のうえ記名押印または署名し、これを投資信託の取扱いをしている当行の支店または出張所（一部を除きます。）に提出していただきます。 (中略) <u>(削除)</u> (2) <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当行および他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u> (3) ～ (5) (中略) (6) お客さまが非課税口座を廃止される場合には、法第37条の14 <u>第16項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。 (7) 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに法第37条の14第5項 <u>第10号</u>に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 (中略)

るべき非課税管理勘定または累積投資勘定を異なる金融機関等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 18 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。 （中略） （9）当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	（8）お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社または金融機関等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。 （中略） （9）当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
3.（非課税管理勘定の設定） （1）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 2 条第 1 項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。 （2）前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または	3.（非課税管理勘定の設定） （1）非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記録もしくは記載または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は（削除）勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。 （2）前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日（（削除）「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座

非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
3の2.（累積管理勘定の設定） （1）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2037年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。 （2）前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（<u>「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」</u>が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。	3の2.（累積管理勘定の設定） （1）非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から<u>2042年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は（<u>削除</u>）<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。 （2）前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（（<u>削除</u>）<u>「非課税口座開設届出書」</u>が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
5.（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （中略） ①（中略） イ.（中略） ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された法第37条の14の2第5項第1号に規定する<u>非課税管理勘定</u>をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）	5.（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） （中略） ①（中略） イ.（中略） ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された<u>未成年者口座</u>（法第37条の14の2第5項第1号に規定する<u>未成年者口座</u>をいいます。以下同じ。）に設けられた<u>未成年者非課税管理勘定</u>（同項第3号に規定する<u>非課税管理勘定</u>をいいます。以下、

	<u>この条において同じ。）</u> から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
5の2.（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りま。）のみを受け入れます。 ①（中略） ②租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等	5の2.（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「<u>累積投資上場株式等</u>」といいます。）に限りま。）のみを受け入れます。 ①（中略） ②租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等
10.（非課税上場株式等の払い出しに関する通知） （1）（中略） （2）法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行はお客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当	10.（非課税上場株式等の払い出しに関する通知） （1）（中略） （2）法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払い出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行はお客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出

該相続または遺贈により当該講座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。	しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の法第37条の14第4項に規定する払い出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
11.（非課税管理勘定終了時の取り扱い） （1）本規定にもとづき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。） （2）前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①第5条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管	11.（非課税管理勘定終了時の取り扱い） （1）本規定にもとづき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します。（第2条第6項<u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。） （2）前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。 ①第5条<u>第1項</u>第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
11の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。	11の2（累積投資勘定終了時の取扱い） 本規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項<u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。）。
12.（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当行は、お客さま提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」<u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u>（「非課税口座開設届出書」<u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u>の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を	12.（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当行は、お客さま提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」<u>（削除）</u>（「非課税口座開設届出書」<u>（削除）</u>の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまの氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過

経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。) から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。 ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所	した日ごとの日をいいます。) から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。 ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または<u>お客さまの</u>租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
14. (届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」の提出後に、印鑑、氏名、住所、個人番号、その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の申込書により遅滞なく届け出てください。また、その変更が氏名または住所、個人番号に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	14. (届出事項の変更) 「非課税口座開設届出書」(<u>削除</u>)の提出後に、印鑑、氏名、住所、個人番号、その他の届出事項に変更があったときは、当行所定の申込書により遅滞なく届け出てください。また、その変更が氏名または住所、個人番号に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当行が必要と認める書類等をご提示いただき、確認させていただきます。なお、この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
15. (非課税口座の廃止) (中略) (1) お客さまから法第37条の14<u>第21項</u>に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日 (2) 施行令<u>第25条の13の4第1項</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合、当該「非課税口座出国届出書」に記載する出国日 (3) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令<u>第25条の13の4第2項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) (4) 中略 (5) <u>同一の勘定設定期間に異なる金融機関等に重複して非課税口座を開設していることが判明して他の金融機関等の</u>非課税口座を存続するとき	15. (非課税口座の廃止) (中略) (1) お客さまから法第37条の14 <u>第16項</u>に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合、当該提出日 (2) 施行令<u>第37条の14第22項第2号</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合、当該「非課税口座出国届出書」に記載する出国日 (3) お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、施行令<u>第37条の14第26項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) (4) 中略 (5) <u>勘定設定期間内に当行および他の証券会社もしくは金融機関に重複して非課税口座を開設していることが判明して当該他の証券会社または金融機関の</u>非課税口座を存続するとき

6. 未成年者口座および課税未成年者口座取引規定

改定前	改定後
2. (未成年者口座開設届出書等の提出) (1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。(中略) (2) 「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」(当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、)を異なる金融機関に重複して提出することはできません。 (3) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。 (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および	2. (未成年者口座開設届出書等の提出) (1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。(中略) (2) <u>当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」(削除)の提出をすることはできません。</u> (3) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等

び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 （５）当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年１月１日において19歳である年の９月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが１月１日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の２第５項第８号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。	および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。 （５）当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年１月１日において19歳である年の９月30日 <u>または2023年 9月30日のいずれか早い日</u>までに提出がされたものに限り、お客さまが１月１日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに法第37条の14の２第５項第８号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。
５．（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） （１）（中略） ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの イ．中略 ロ．非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第３項第１号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」<u>を提出</u>して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）	５．（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） （１）（中略） ①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円 <u>（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額）</u>を超えないもの イ．中略 ロ．非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第３項第１号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」<u>の提出を</u>して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
６．（譲渡の方法）	６．（譲渡の方法）

(中略) ① (中略) ② (中略) ③法第37条の10第3項第3号または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法	(中略) ① (中略) ② (中略) ③法第37条の10第3項第4号または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法
7. (課税未成年者口座等への移管) (中略) ①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号口または同条第2項第1号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管	7. (課税未成年者口座等への移管) (中略) ①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号口または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除きます。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
11. (出国時の取扱い) (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、<u>当行に対して</u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 (2) (中略) (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に<u>帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出</u>する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。	11. (出国時の取扱い) (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、<u>当行に対して</u>その出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。 (2) (中略) (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に<u>未成年者帰国届出書の提出</u>をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。
14. (譲渡の方法) 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、または法第37条の10第3項第3号または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金	14. (譲渡の方法) 課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、または法第37条の10第3項第4号または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金

銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。	銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。
18. (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) (1) <u>お客さまの</u>基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下、この条において同じ。)を廃止いたします。	18. (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合) (1) <u>お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その</u>基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下、この条において同じ。)を廃止いたします。
26. (非課税口座のみなし開設) (1) 2017年から<u>2023年</u>までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して<u>同日の属する年の属する勘定設定期間(法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。)</u>の記載がある<u>非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)</u>が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。	26. (非課税口座のみなし開設) (1) 2017年から<u>2028年</u>までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して<u>(削除) 非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。
27. (本契約の解除) (中略) ① (中略) ② (中略) ③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8 第20項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別	27. (本契約の解除) (中略) ① (中略) ② (中略) ③ <u>租税特別措置法施行令第25条の13の8 第30項</u>に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別

措置法施行令<u>第25条の13の8</u> 第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、基準年の前年12月31日までに「<u>未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書</u>」を提出しなかった場合 基準年の前年12月31日の翌日	措置法施行令<u>第37条の14の2</u> 第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、基準年の前年12月31日までに「<u>未成年者帰国届出書</u>」を提出しなかった場合 基準年の前年12月31日の翌日
---	---